

宇城市非農地証明事務取扱要領

制定 令和4年3月10日農業委員会総会議決

(目的)

第1条 この要領は、宇城市農業委員会（以下「委員会」という。）が、登記簿上の地目が農地である土地について、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第2条第1項の対象とならない土地について、法の適用を受けない旨の証明を行うに当たり必要な事項を定めることにより、法及び不動産登記法（明治32年法律第24号）の運用について円滑化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「非農地」とは、法の適用を受けない土地をいう。

(願出人)

第3条 非農地証明願（以下「証明願」という。）を提出することができる者（以下「願出人」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 願出があった土地（以下「願出地」という。）の所有権を有する者
- (2) 前号に掲げるものが死亡した場合におけるその者の相続人
- (3) 前2号に掲げるものに代わって願出を行う権限を有する者

(交付条件)

第4条 委員会は、次の(1)から(3)のすべてに当てはまる土地について、非農地証明（以下「証明」という。）を行うことができるものとする。ただし、法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反すると認められる場合又は法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可に付された条件に違反すると認められた場合は除く。

- (1) 証明願時に小作権が設定されていない土地
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用区域内にある農用地として定められていない土地
- (3) 次のア～エのいずれかに該当する土地
 - ア 法が施行された日（昭和27年10月21日）以前から引き続き非農地（農業以外の目的に利用されていた土地で現況もその状態が続いている土地）であった土地
 - イ 所有者又は耕作者の責に帰さない災害その他特別の事由により非農地となったもので農地としての復旧が著しく困難（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）と認められる土地

ウ 荒廃農地のうち、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地のうち、次のいずれかの要件を満たしているもの。

(ア) その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

(イ) (ア)以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合。ただし、以下のいずれかの要件に該当する場合は除く。

a 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地

b 集団性のある優良農地

(交付手続)

第5条 証明の交付手続は、次のとおりとする。

(1) 証明願の提出

願出人は、委員会へ次の書類を提出する。

ア 非農地証明願（様式第1号）2部

イ 願出地の土地登記事項証明書（証明願提出日前3月以内に発行されたもので全部事項証明書に限る。）

ウ 願出人の住民票又は戸籍の附票の写し（願出人の現住所と土地登記事項証明書に記載された住所が異なる場合及び住民票が宇城市外の方の場合に限る。）。第3条(2)に該当する場合は、土地の所有権を有する者の戸籍謄本及び除籍謄本（相続関係があることが分かる書類）。

エ 位置図（願出地の位置及び附近の状況を表示する図面）

オ 願出地の字図

カ 現況写真（証明を受けようとする土地の全体状況がわかる写真で少なくとも2方向以上から撮影し、提出日前3月以内に撮影したもの）

キ 委任状（代理人が申請手続きを行う場合）

ク その他委員会が必要に応じて提出を求める書類

(ア) 要領第4条の交付条件に該当することが分かる客観的証明資料（例：建物登記事項証明書、固定資産税課税明細書、自然災害前の写真、自然災害時の新聞記事等）

(2) 現地調査

委員会は、証明願の受付後、現地検討会において、農業委員及び農地利用最適化推進委員と事務局職員により現地調査を行い、次の事項を調査する。

ア 証明願の記載内容と現地が合致しているか。

イ その他地目変更をさせることについて農地法上問題点はないか。

(3) 証明の可否決定

委員会は、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月21日経営第4530号・21農振第1598号）第4の(3)の手続きにより、法第30条の利用状況調査等を踏まえ、第4条の交付条件に従い、願出地が農地に該当するか否かについて、農業委員会総会で審議し、証明の可否を決定するものとする。

(4) 証明の交付等

委員会は、要領第5条の(3)の決定に基づき、非農地証明願に記載のとおり相違ない旨の奥書き証明をして1部を願出人に交付するものとする。また、証明を交付したときは、県、市、法務局等の関係機関に対して、願出地が農地に該当しない旨の判断をしたことを通知するとともに、非農地通知一覧表（様式第2号）に登載し、その経緯を明らかにしておくものとする。

(5) 手数料

証明を交付する場合は、宇城市手数料条例（平成17年宇城市条例第58号）の規定により願出人から手数料を徴収するものとする。

(6) この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、令和4年3月10日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

非農地証明願

年 月 日

宇城市農業委員会会長 様

願出人 住所
氏名

下記の土地は、 年 月 日頃より となっており、農地
法第2条第1項に規定する農地ではないことをご証明願います。

記

土地の所在			地番	登記地目	現況地目	面積 m ²	所有者
町	大字	小字					

※証明願い出をする農地の「土地登記簿謄本（全部事項証明書）」「字図」「位置図」「現況写真」
「その他必要書類」を添付してください。

-----以下は記入しないで下さい。-----

宇城市農委第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

宇城市農業委員会会長

